

【消費生活の窓口から】

災害に便乗した悪質商法にご注意を！

～義援金や寄付を集めるという

不審な電話・訪問に気をつけましょう～

地震や大雨などの大規模災害の後には、便乗した悪質商法等のトラブルが発生する傾向にあります。今般の地震に関連して、3月下旬に「支援品を求める不審な電話が掛かってきた」と町民から情報提供がありました。全国的にも、被災地支援のために義援金や支援品を集めていると電話や訪問があったという相談が寄せられています。**地震に便乗した不審な電話はすぐに切り、訪問があっても断りましょう。また、悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りませんので、十分注意しましょう。**

〈事例〉・若い男性から「町にお世話になっている NPO 法人だが、女性の着物が不足しているので寄付したい。古着でも良い。着物があれば取りに伺う」と電話があった。古着はダメと聞いていたので不審に思い、電話を切った。(中山町 60 歳代 男性)
・若い男性から携帯電話で「市が能登半島地震の義援金を集めている」という電話があった。休日であったことと携帯電話からであったことから不審に思い「別で義援金を送っている」と返答した。市が義援金の窓口になっているのか。電話で義援金を募ることはあるのか。

(四国の自治体からの情報提供、電話を受けたのはグループホーム)

・「元旦に起きた地震の地域に送る物を集めている。今日そちらの地域を回っているので訪問していいか。会社なので支援品を集めて送ることができる」と電話がかかってきたが、怪しいと思って断った。(関東地方 60 歳代 女性)

【アドバイス】

- ◆不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断りましょう。万が一、金銭を要求されても、決して支払わないようにしましょう。
- ◆**公的機関が、各家庭に電話等で義援金や支援品を求めることはありません。**公的機関を名乗って連絡があった場合には応じず、まずは当該機関に確認しましょう。また、義援金は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認し、納得した上で寄付しましょう。義援金を振り込む場合は、振込先の名義をよく確認しましょう。
- ◆少しでも不安を感じたら、警察相談専用電話(☎#9110)や消費生活相談窓口、消費者ホットライン^{いやり}188(局番なし)に相談しましょう。

※詳しくは、国民生活センターホームページの以下の記事をご覧ください。

- ・[「令和6年能登半島地震に便乗した詐欺的トラブルにご注意ください！－義援金や寄付を集めるという不審な電話・訪問に注意！－」](#)
- ・[「ご用心 災害に便乗した悪質商法」](#)

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口(住民税務課 住民G内) ☎662-2593